# 架空請求・不当請求に気をつけましょう

最近、裁判所や法務省などの公的機関を装って、ハガキ・電話・メールなどで、架空の料金を不当に請求される事例が発生しています。下記の対処方法を参考に被害に遭わないように注意しましょう。

## 1.事例

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」というハガキが届き、「貴殿はいまだに連絡が無いため、本書到着後3日以内に早急に連絡するように」と記載されていた。また、連絡が来ない場合は「自宅訪問」「強制執行」「債権回収代行」と書かれてあり、連絡先に電話をすると、弁護士に相談するように言われた。照会された弁護士と名乗る者に電話をすると、弁護料などと称して料金を請求された。

## 2. 対処方法

### ハガキの場合

身に覚えのないものについては、一切無視すること。また、書面に書かれている連絡先には 絶対に連絡しないこと。(連絡することにより新たに個人情報が漏れることとなり、更に被害を 招く恐れがあります)

#### 電話の場合

身に覚えがないものについては、相手の話を聞かず速やかに電話を切ること。しつこく電話が来る場合は、相手の名前・電話番号・担当者名を聞き出した後、消費生活センターに相談すると告げること。(こちら側の情報は一切言わないこと)

#### メールの場合

身に覚えのないものについては、絶対に返信しないこと。また、メール内に貼り付けられているリンク先を絶対にクリックしないこと。万が一クリックしてしまい、代金を請求される画面が出ても一切無視すること。(電子消費者契約法第3条により、申込み承諾の意思表示と異なる場合は、契約が無効となりますが、無用なトラブルを避けるためにクリックしないこと)ただし、少額訴訟制度などの裁判制度を悪用し、裁判所から封書(特別送達)で訴状が届いた場合には、そのまま放置すると支払いが確定してしまうため、早急に消費生活センターなどに相談してください。

## 3.相談先

南富良野町産業課商工観光係 南富良野町社会福祉協議会 富良野市消費生活センター 52 2178 (直通)

39 7711

39 1166 (月 金 10:00 16:00)